

札幌コンサートホール及び東区役所・東区民センターの 大規模保全改修に係る特定共同企業体要綱

令和 8 年 9 月 17 日 都市局長決裁

(目的)

第 1 条

この要綱は、都市局建築部が実施する市有施設の改修事業の確実かつ円滑な履行のために結成される特定共同企業体の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第 2 条 この要綱は次の各号に定める事業（以下「対象事業」という。）において、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年第18号）第18条に基づく技術提案・交渉方式のうち、技術協力・施工タイプを活用する場合において適用する。

- (1) 札幌コンサートホールにおける保全推進事業及びこれに併せて実施する建築部が施設所管部局等からの委託を受けて実施する事業。
- (2) 東区役所・東区民センターにおける保全推進事業及びこれに併せて実施する建築部が施設所管部局等からの委託を受けて実施する事業。

(用語の定義)

第 3 条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事等 対象事業における工事及び工事に係る設計への技術協力業務（以下「技術協力業務」という。）をいう。
- (2) 甲型特定共同企業体 第 2 条各号に定める事業ごとに、工事等の履行のために結成され、各構成員があらかじめ定めた出資の割合に応じて、資金、人員、機械等を拠出し、構成員全員で組織する運営委員会の指揮の下に一体となって当該工事等の完成に当たる共同施工等方式により、当該工事を施行する共同企業体をいう。
- (3) 乙型特定共同企業体 第 2 条各号に定める事業ごとに、工事等の履行のために異工種の構成員により結成され、各構成員が各々の工事の分担（以下「分担工事」という。）について責任を持つ分担施工方式により当該工事を施工をする共同企業体をいう。

(構成員の要件)

第 4 条 甲型特定共同企業体は、全ての構成員が次の要件を満たしていなければならない。

- (1) 対象事業における工事と同工種の工事について元請としての施工実績を有していること。ただし、元請としての施工実績がない構成員が、対象事業における工事を確実かつ円滑に施工できる能力を有すると認められる場合には、下請としての施工実績を有することで足りるものとする。
- (2) 発注する工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は原則として国家資格を有する主任技術者を工事の現場に専任で配置できること。ただし、代表者以外の構成員のうち、出資金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）に満たない構成員は、監理技術者又は主任技術者を兼任で配置することができるものとする。
- (3) 乙型特定共同企業体でないこと。

2 乙型特定共同企業体は、すべての構成員が次の各号の要件を満たしていなければならない。

- (1) 分担工事と同工種の工事について元請としての施工実績を有していること。ただし、元請としての施工実績がない構成員が、当該分担工事を確実かつ円滑に施工でき

る能力を有すると認められる場合には、下請としての施工実績を有することで足りるものとする。

- (2) 発注する工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は原則として国家資格を有する主任技術者を分担工事の現場に配置できること。なお、分担工事の価格（以下「分担工事額」という。）が4,500万円以上（建築一式工事の場合は9,000万円以上）のときは、監理技術者又は主任技術者を専任で配置しなければならない。
- 3 札幌市工事等共同企業体取扱要綱（平成14年9月27日財政局理事決裁）第2条第2項の経常共同企業体を甲型特定共同企業体及び乙型特定共同企業体（以下「特定共同企業体」という。）の構成員とすることはできない。

（結成方法）

第5条 特定共同企業体は、技術協力業務の受託者選定手続きに際し結成されなければならない。

- 2 甲型特定共同企業体又は事業協同組合等の組合が乙型特定共同企業体を結成する場合については、甲型特定共同企業体又は組合自体を単体企業とみなし、単体企業と同様に取り扱うものとする。ただし、甲型特定共同企業体と当該甲型特定共同企業体の構成員との組合せ又は組合と当該組合の組合員との組合せによる乙型特定共同企業体を結成することは認めない。
- 3 甲型特定共同企業体の協定書は、別表1に定めるところによる。
- 4 甲型特定共同企業体の代表者は、構成員において決定された者とする。この場合において、代表者は、最大の施工能力を有する者とする。
- 5 乙型特定共同企業体の協定書は、別表2及び別表3に定めるところによる。
- 6 別表3の協定書は、札幌市と乙型特定共同企業体との工事請負契約の手続き開始までに定めなければならない。
- 7 乙型特定共同企業体の代表者は、構成員において決定された者とする。この場合、代表者は、円滑な施工を確保するため中心的な役割を担うのにふさわしい者とし、乙型特定共同企業体が受注する工事について格付等級の異なる者の間では、上位の等級の者とする。

（甲型特定共同企業体の構成員の出資の割合）

第6条 甲型特定共同企業体の各構成員の出資の割合は、均等割の10分の6以上でなければならない。この場合において、代表者の出資の割合は、その他の構成員の出資の割合を下回ってはならない。

（乙型特定共同企業体の分担工事額等）

- 第7条 乙型特定共同企業体の各構成員の分担工事額は、原則として各構成員の等級に応じた標準請負金額の範囲でなければならない。
- 2 乙型特定共同企業体の各構成員の分担工事額は、技術協力業務における札幌市と乙型特定共同企業体との工事価格等の交渉を踏まえて決定しなければならない。
 - 3 技術協力業務の業務価格の分担は、構成員間の協議による。

（存続期間）

- 第8条 工事等の契約の相手方となった特定共同企業体の存続期間は、当該工事又は当該工事に附帯する事業の請負契約の履行後（札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第46条第1項の規定に基づく跡請保証をしている場合は当該跡請保証の義務完了後）3か月を経過するときまでとする。
- 2 対象事業の技術協力業務の受託者選定手続きにおいて、次順位以降の交渉権者となった特定共同企業体の存続期間は、札幌市と他の者の間で当該工事に係る請負契約が締結されたときまでとする。
 - 3 前各項のいずれにも該当しない特定共同企業体の存続期間は、構成員間の協議によ

る。

(委任)

第9条 この要綱の実施に関し必要な事項は、都市局長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年9月17日から施行する。

別表 1

特定建設工事共同企業体協定書（甲型共同企業体関連）

特定建設工事共同企業体協定書

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業（以下、「本事業」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

一 札幌市発注に係る下記工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、「工事」という。）の請負

工事名

二 工事に係る設計への技術協力業務（以下、「技術協力業務」という。）

三 前各号に附帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、特定建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、工事の請負契約の履行後（札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第46条第1項の規定に基づく跡請保証をしている場合は当該跡請保証の義務完了後）3か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 当企業体が技術協力業務の受託者選定手続きにおいて、次順位以降の交渉権者となる場合は、当企業体は、前項の規定にかかわらず、札幌市と当企業体以外の者の間で当該工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

3 前各項のいずれにも該当しない場合は、構成員間の協議をもって解散する。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住所 商号又は名称

住所 商号又は名称

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、（商号又は名称） を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、本事業の実施に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、本事業について工事の請負契約の締結による契約額の決定及び契約内容の変更があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

(商号又は名称) %
(商号又は名称) %
(商号又は名称) %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して定める。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、本事業の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、技術協力業務の委託契約及び工事の請負契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は次のとおりとし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

金融機関名 銀行 支店

(決算)

第12条 当企業体は、技術協力業務の完了及び工事しゅん功の都度決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、当企業体が本事業を完成する日までは脱退することができない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが本事業途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して技術協力業務及び工事を完成するものとする。

2 前項の場合において、残存構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前二項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、引き渡された工事目的物に契約不適合があるときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 本協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外 社は、上記のとおり 特定建設工事共同企業体協
定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が署名又は
記名押印し、1通は札幌市に提出し、他は各自所持するものとする。

年 月 日

住 所

商号又は氏名

代表者氏名

印

住 所

商号又は氏名

代表者氏名

印

住 所

商号又は氏名

代表者氏名

印

別表 2

異業種特定建設工事共同企業体協定書（乙型特定共同企業体関連）

異業種特定建設工事共同企業体協定書

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業（以下、「本事業」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

一 札幌市発注に係る下記工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、「工事」という。）の請負

工事名

二 工事に係る設計への技術協力業務（以下、「技術協力業務」という。）

三 前各号に附帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、異業種特定建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、工事の請負契約の履行後（札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第46条第1項の規定に基づく跡請保証をしている場合は当該跡請保証の義務完了後）3か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 当企業体が技術協力業務の受託者選定手続きにおいて、次順位以降の交渉権者となる場合は、当企業体は、前項の規定にかかわらず、札幌市と当企業体以外の者の間で当該工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

3 前各項のいずれにも該当しない場合は、構成員間の協議をもって解散する。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住所 商号又は名称

住所 商号又は名称

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、（商号又は名称）を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、本事業の実施に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（分担工事額等）

第8条 各構成員の工事の分担（以下「分担工事」という。）は、次のとおりとする。
ただし、分担工事の一部につき発注者と契約内容の変更増減等のあったときは、それに
応じて分担の変更があるものとする。

〇〇建築工事（商号又は名称）

〇〇電気設備工事（商号又は名称）

〇〇機械設備工事（商号又は名称）

2 前項に規定する分担工事の価額については、第9条に規定する運営委員会で定め
る。

3 技術協力業務の価額の分担については、運営委員会で定める。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、本事業の完成に当るもの
とする。

（構成員の責任）

第10条 各構成員は、運営委員会が決定した工程表により技術協力業務及びそれぞれの
分担工事の進捗を図り、技術協力業務の委託契約及び工事の請負契約の履行に関し連帯
して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 当企業体の取引金融機関は次のとおりとし、共同企業体の名称を冠した代表者
名義の別口預金口座によって取引するものとする。

金融機関名 銀行 支店

（構成員の必要経費の分配）

第12条 構成員は本事業の実施のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の
分配を受けるものとする。

（共通費用の分担）

第13条 本事業を行うにつき発生した共通の経費等については、分担工事額等の割合に
より毎月1回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第14条 構成員がその分担工事に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員
がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が
協議するものとする。

3 前二項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従
うものとする。

4 前三項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れ
るものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（工事途中における構成員の脱退）

第16条 構成員は、当企業体が本事業を完成する日までは脱退することができない。

（工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第17条 構成員のうちいずれかが本事業途中において破産または、解散した場合におい

ては、残存構成員が共同連帯して技術協力業務及び当該構成員の分担工事を完成するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、引き渡された工事目的物に契約不適合があるときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 本協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外 社は、上記のとおり 異業種特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し各通に構成員が署名又は記名押印し、1通は札幌市に提出し、他は各自所持するものとする。

年 月 日

住 所

商号又は氏名

代表者氏名

印

住 所

商号又は氏名

代表者氏名

印

住 所

商号又は氏名

代表者氏名

印

別表 3

異業種特定共同企業体協定書第 8 条に基づく協定書（乙型特定共同企業体関連）		
_____異業種特定建設工事共同企業体協定書 第 8 条に基づく協定書		
札幌市発注に係る下記工事については、異業種特定建設工事共同企業体協定書第 8 条の規定により、当企業体構成員が分担する工事の工事額を次のとおり定める。		
記		
分担工事額（消費税分及び地方消費税分を含む。）		
〇〇建築工事	（商号又は名称）	〇〇円
〇〇電気設備工事	（商号又は名称）	〇〇円
〇〇機械設備工事	（商号又は名称）	〇〇円
〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり分担工事額を定めたのでその証拠としてこの協定書〇通を作成し、1 通は札幌市に提出し、各通に構成員が署名又は記名押印して各自所持するものとする。		
年	月	日
代表者	住 所	
	商号又は氏名	
	代表者氏名	印
	住 所	
	商号又は氏名	
	代表者氏名	印
	住 所	
	商号又は氏名	
	代表者氏名	印